

国民健康保険の高額療養費 自己負担限度額が見直されました

■高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、国民健康保険で診療を受け、1か月間に支払った※医療費が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。

※医療費（一部負担金）は、保険診療分が対象となり、入院時の差額ベッド代や食事代など保険適用外の診療などは高額療養費の対象外

●自己負担限度額とは

自己負担限度額は、毎年8月1日現在で前年の所得により判定を行います。同じ世帯内の国保被保険者や世帯主の年齢および所得状況などにより、70歳未満の方と70～74歳の方とそれぞれ設定されています。

●高額療養費制度が変わります

医療保険制度改正により高額療養費の自己負担限度額（限度額）が今月から変更されました。

将来にわたり医療保険制度を維持するため、現役世帯の保険料負担の上昇を抑制しつつ、医療費の伸びや所得に応じた負担とする見直しを行いました。

▼今回の改正のポイント

①月額上限が引き上げ②多数回該当の

限度額据え置き③年間上限の新設

●今月からの自己負担限度額

▼70歳未満の方

1か月に支払った医療費が次の表の自己負担限度額を超えた場合、超えた分について、申請により払い戻しを受けることができます。

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）および年間上限額

所得区分	基準総所得額	自己負担限度額（月額）	年間上限額
ア	901万円超	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% ※多数回該当の場合、140,100円	168万円
イ	600万円超～901万円以下	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% ※93,000円	111万円
ウ	210万円超～600万円以下	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% ※44,400円	53万円
エ	210万円以下	61,500円 ※44,400円	
オ	住民税 非課税世帯	36,900円 ※24,600円	29万円

70～74歳の方の自己負担限度額（月額）および年間上限額

負担区分	自己負担限度額（月額）	
	①外来（個人単位）	②外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者3 （課税所得690万円以上）	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% ※多数回該当の場合、140,100円 （年間上限 168万円）	
現役並み所得者2 （課税所得380万円以上）	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% ※93,000円（年間上限 111万円）	
現役並み所得者1 （課税所得145万円以上）	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% ※44,400円（年間上限 53万円）	
一般	22,000円 （年間上限 216,000円）	61,500円 ※44,400円
低所得者2	11,000円 （年間上限 96,000円）	25,700円 ※24,600円（年間上限 29万円）
低所得者1	8,000円	15,700円
	（年間上限 18万円）	

▼70～74歳未満の方

70～74歳までの方が国民健康保険で診療を受け、同月内の個人の外来の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について高額療養費の請求ができます。

●高額療養費の申請に必要なもの

・国民健康保険高額療養費支給申請書（支給対象者には町から申請書が送付されます）

・医療機関などで発行された医療費の領収証、支払証明書の原本など

・世帯主名義の預金口座番号などが分かるもの（通帳やキャッシュカード）
・世帯主のマイナンバーカード（お持ちの方）

●医療費が高額になりそうなときは

医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、申請により町が発行する「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）を利用すれば、事前に「認定証」の交付を受けなくても、医療機関などの窓口での支払いが限度額までになります。更新手続きも不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

●町公式ウェブサイト▼

「令和8年8月に高額療養費の自己負担限度額が変わります」



▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

国民年金付加年金保険料を納付して 受給年金額を増やしませんか

■国民年金付加年金保険で将来の受給年金額を増やせます

国民年金付加年金制度とは、国民年金第1号被保険者（国民年金加入者）および任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受け取る年金額を増やす制度です。

●定額保険料（令和8年度）
1万7920円/月

●付加保険料
400円/月

※前納する場合、前納する期間によって割引を受けられます。

●日本年金機構ホームページ
「国民年金保険料の前納」

■付加年金額について



付加年金額は、「2000円×付加保険料納付月数」で計算します。

例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料月額400円を上乗せして納めた場合、40年間で総額19万2千円を余分に支払うことになりますが、年金受給時に年額9万6千円が加算されるので、2年間で上乗せ分を取り戻すことができます。

■付加保険料を納める際の注意事項

納めていただく際は、次の点にご注意ください。

- ①付加保険料の納付は、申し込んだ月から分かります。
- ②付加保険料の納期限は、翌末日と定められています。
- ③納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ④付加保険料の納付を希望しない場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ⑤国民年金基金加入者は、付加保険料を納めることはできません。
- ⑥月末が土・日曜日、祝日および年末年始の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

※詳しくは、年金事務所または町住民生活課にお尋ねください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課

☎096・234・1113

後期高齢者医療制度 高額療養費の自己負担限度額見直しについて

■高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度の改正により、高額療養費の自己負担限度額が今月から次表のとおり変更となりました。

これは、現役世代の負担を抑えつつ、誰もが必要な医療を将来にわたって安心して受けられる体制を維持するため、負担能力に応じた上限額を新たに見直すものです。

●主な変更点

①月ごとの自己負担限度額の引き上げ

負担区分は現行のまま、各区分の自己負担限度額が引き上げられます。

②世帯単位の年間上限額を新設

1か月の負担増を考慮し、長期にわたり高額な治療を継続される方の負担を抑えるため、世帯単位での年間支払い総額に対する上限額が新たに設定されます。

●医療費が高額になりそうなときは

負担区分（限度区分）が低所得者Ⅰ、Ⅱの方および現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの方で「限度区分が併記された資格確認書」をお持ちでない方は、外来および入院で受診される際に利用できますので、必要な場合は町住民生活課で申請をしてください。

マイナ保険証を利用すると申請がな

区分ごとの自己負担限度額（月額）および年間上限額

負担割合	負担区分	自己負担限度額（月額）		年間上限額
		①外来（個人ごと）	②外来+入院（世帯）	
3割	現役並み所得者Ⅲ	270,300円 + （総医療費 - 901,000円） × 1割 ※過去12か月で4回目以降 140,100円		168万円
	現役並み所得者Ⅱ	179,100円 + （総医療費 - 597,000円） × 1割 ※93,000円		111万円
	現役並み所得者Ⅰ	85,800円 + （総医療費 - 286,000円） × 1割 ※44,400円		53万円
2割	一般Ⅱ	22,000円	61,500円	
1割	一般Ⅰ	【年間上限 216,000円】	※44,400円	
	低所得者Ⅱ	11,000円 【年間上限 96,000円】	25,700円 ※24,600円	29万円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

くても自己負担限度額までの支払いとなります（長期入院されている場合の申請は必要です）。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

狩猟免許取得経費等を 町が補助します

町では、有害鳥獣による農作物への被害防止を図ることを目的として、有害鳥獣の捕獲に必要な第一種猟銃免許またはわな猟免許の取得に要する経費の補助を行っています。

補助をご希望の場合は、町農政課へ申請書類一式をご提出ください。

▼補助対象者

・町内に住所を有し、本人および世帯員に町税等の滞納がない人

・免許取得後、県猟友会甲佐支部に入会し、町有害鳥獣駆除隊の駆除活動に参加できる人、または自衛の為に駆除を行う人。

▼補助金の限度額

・第一種猟銃免許取得にかかる経費
10万円

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

・わな猟免許取得にかかる経費
3万円

※目衛の場合は、上記金額の半額

▼申請の方法

次の書類を、町農政課へ提出してください。

- ・取得した狩猟免許状の写し
- ・交付申請書（兼実績報告書）
- ・町税等関係書類の閲覧に関する同意書
- ・誓約書

詳しくは、町公式ウェブサイトをご覧ください。

▼お問い合わせ先

町農政課

☎ 096・234・1176



みんなで節水を心がけ熊本の 天然地下水を守りましょう

熊本県の水道使用量は、1人1日
当たり324ℓ（令和5年度平均）
となっています。これは全国平均と

同じ程度ですが、他県と比較すると、福岡県の279ℓや佐賀県の304ℓよりも多く水を使っており、まだまだ節水の余地があるといえます。

水に恵まれた熊本に暮らしていると、水のありがたさをつい忘れていますが、近年、半導体関連企業の集積や住宅等の開発に伴う雨水等の地中への浸透面積の減少などにより、地下水を取り巻く環境が大きく変化しています。私たちが、これからも豊かな水の恩恵を受け続けるためには、水を大切に使うていくことが必要です。できることから実践して、節水に取り組んでみましょう。

▼お問い合わせ先

町環境衛生課

☎ 096・234・1169

危険物取扱者試験

一般財団法人消防試験研究セン

ターでは、危険物取扱者試験を次のとおり実施します。

▼試験の種類

- ・甲種
- ・乙種（第1類～第6類）
- ・丙種

▼試験日

11月1日（日）

▼試験地

熊本市、八代市、天草市、玉名市

▼申請受付期間

・書面申請

9月8日（火）～15日（火）

※郵送は、9月15日の消印まで有効

※土・日・祝日を除く

・電子申請

9月8日（火）～15日（火）

受験願書および試験内容等は、
（一財）消防試験研究センター県支部、熊本市消防局、県内の各消防本部および県消防保安課に設置しています。

▼申請・お問い合わせ先
(一財) 消防試験研究センター 熊本県支部
☎096・364・5005

募集

会計年度任用職員(学校主事)

町教育委員会では、会計年度任用職員(学校主事)を募集しています。

▼募集職種および人数
学校主事(甲佐小学校) 1名

▼勤務日数
月16日

▼任用期間
任用開始の日々令和9年3月31日

▼主な業務内容
学校の環境の整備、給食に関する業務、町の車両を用いた旧宮内地区児童の送迎(登下校)、その他の用務

▼受付期間
令和9年1月29日(金)まで
※平日の午前8時30分〜午後5時
募集要項等の詳細は、町公式ウェブサイトをご覧ください。

▼お申し込み・お問い合わせ先
町教育委員会学校教育課
☎096・234・0102



甲佐町情報公開条例の運用状況(令和7年度)

甲佐町情報公開条例(平成13年甲佐町条例第20号)第26条の規定により、令和7年度の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

区分 実施機関名	公文書の開示					審査請求				
	請求件数	処理状況				請求件数	処理状況			
		開示	部分開示	不開示	その他		開示	部分開示	不開示	その他
町長	24	18	4	0	2	2	0	1	0	1
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	26	20	4	0	2	2	0	1	0	1

【お問い合わせ先】町総務課 ☎096-234-1140

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	6月	年累計
人身事故	1	4
物損事故	20	103
盗難など	1	5

6月30日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	
	7月	年累計
家屋	0	1
原野	0	3
その他	0	3
合計件数	0	7

7月15日現在

tax

町税などの滞納処分(6月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	14件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	347,350円

住宅における電気火災に注意

近年、上益城消防本部管轄における住宅火災の原因として「電気火災」が増加しています。電気は生活する上で欠かせないものですが、常に火災のリスクが潜んでいることを忘れずに、適切な使用と維持管理を行いましょう。

①コンセントやプラグの安全確認

- ・たこ足配線をしない
- ・コードを引っ張って抜かない
- ・プラグはしっかり差し込む
- ・電気コードの上に物を置かない
- ・見えにくいコンセントも掃除する
- ・コードを束ねたままや強く折り曲げて使わない

②電気製品の安全確認

- ・電気ストープの上で洗濯物を乾かしたり、付けたまま就寝しない
- ・電子レンジで食品を加熱しすぎたりしない。油汚れは掃除する
- ・電気こたつの中に洗濯物など燃えるものを入れない。

③火災に備えて

- ・火災警報器、消火器を設置する
- ・安全装置付きコンセント等を使う

▼お申し込み・お問い合わせ先

上益城消防本部予防指導課

☎096・282・1963

くらし安全

匿名・流動型犯罪グループ「トクリュウ」に要注意！

ニュースで目にすることが多い「トクリュウ」による犯罪の特徴は、中核人物の匿名化と犯罪実行者の流動化にあるため、その犯罪は「電話で『お金』詐欺」、強盗・窃盗、オンラインカジノ、フィッシング詐欺など多岐にわたります。

▼関わらないための4つの行動

- ①個人情報・身分証を絶対に渡さない
- ②闇バイトに絶対に応募しない
- ③怪しい連絡元には反応しない
- ④不審な「儲け話」に乗らない

▼侵入犯罪に強い住まいづくりのための防犯対策

- ①就寝時だけではなく、在宅時でも自宅の戸締りを徹底する
 - ②補助錠の取り付けや防犯フィルムなど窓ガラスの性能を強化する
 - ③日頃から建物周囲を整理整頓し、侵入されにくい環境を整えておく
- 不審な人物や車を見かけた場合は、110番通報をお願いします！

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110

農業者年金に加入しませんか

●農業者年金制度とは

老後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要であり、年金への加入が欠かせません。農業者年金は、農業に従事の方がご加入いただける年金制度です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金で保険料は自由に選べ、いつでも見直しできます。また、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。農業者年金で老後の生活の安定を考えませんか。

●加入要件

次の要件を満たせば、誰でも加入することができます。

- ・年齢要件 20歳以上65歳未満
- ・国民年金の要件 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）
60歳以上65歳未満で加入する場合には、国民年金の任意加入被保険者
- ・農業上の要件 年間60日以上農業に従事する者

●保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方は、保険料の支援が受けられます。

▶お問い合わせ先

町農政課 ☎096-234-1176

●町公式ウェブサイト

「農業者年金に加入しませんか」▶



令和8年度各種自衛官募集のお知らせ

募集項目		受付期間	試験期日	合格発表
一般曹候補生		～9月1日（火）	1次：9月16日（水）～19日（土） 2次：10月18日（日）～23日（金）	1次：10月7日（水） 最終：12月4日（金）
2等陸・海・空士 （任期制自衛官）		～9月1日（火）	WEB試験：9月16日（水）～19日（土） 口述試験：9月29日（火）～10月4日（日）	11月18日（水）
航空学生		～8月28日（金）	1次：①9月19日（土）・②9月26日（土） 2次：10月15日（木）～22日（木） 3次：海11月20日（金）～12月16日（水） 空11月14日（土）～12月17日（木）	1次：10月9日（金） 2次：海11月12日（木） 空11月5日（木） 最終：令和9年1月25日（月）
防衛医科大学校 （看護学科学生）		～10月2日（金）	1次：10月17日（土） 2次：12月5日（土）・6日（日）	1次：11月12日（木） 最終：令和9年2月10日（水）
防衛医科大学校 （医学科学生）		～10月8日（木）	1次：10月24日（土） 2次：12月16日（水）・18日（金）	1次：12月1日（火） 最終：令和9年1月29日（金）
防衛 大学校	一般	～10月15日（木）	1次：10月31日（土） 2次：11月27日（金）～12月2日（水）	1次：11月18日（水） 最終：12月25日（金）
	推薦	9月5日（土）～ 8日（火）	9月19日（土）・20日（日）	10月22日（木）
	総合 選抜		1次：9月19日（土） 2次：10月24日（土）・25日（日）	1次：10月8日（木） 最終：11月18日（水）
医科・歯科幹部		10月22日（木）※	11月13日（金）	12月17日（木）
キャリア採用幹部		10月9日（金）	陸：10月30日（金） 海：11月6日（金）・9日（月） 空：11月9日（月）	12月17日（木）
技術曹		10月9日（金）	陸：10月29日（木）・30日（金） 海：11月6日（金）・9日（月） 空：11月9日（月）	12月17日（木）
予備自衛官補		～9月10日（木）	9月12日（土）～10月4日（日）	11月11日（水）
幹部候補生 （一般・専門陸）		9月1日（火）～ 25日（金）※	1次：10月10日（土） 2次：11月21日（土）～25日（水）	1次：11月12日（木） 最終：陸海 令和9年1月28日（木） 空：12月25日（金）
幹部候補曹				
高等工科 学校生徒	推薦	10月1日（木）～ 11月27日（金）	令和9年1月9日（土）～11日（月）	令和9年1月22日（金）
	一般	10月1日（木）～ 令和9年1月14 日（木）	1次：令和9年1月23日（土）・24日（日） 2次：令和9年2月11日（木）～14日（日）	1次：令和9年2月5日（金） 最終：令和9年2月26日（金）

※採用予定人員数の採用が見込まれる場合は、第2回以降の試験を実施しません。

▶お問い合わせ先 自衛隊熊本地方協力本部 宇城募集案内所 ☎0964-23-2447